

## 第8期（令和3～5年度）整備分

### 地域密着型サービス整備事業者公募要領

- ① 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護 併設型
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

令和4年1月

豊明市健康福祉部健康長寿課

## 1 公募の趣旨

豊明市では、「第8期豊明市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2021年度～2023年度）」に基づき、地域密着型サービス事業所の整備を進めています。

本公募は、広くより質の高い地域密着型サービスを提供する事業候補者を募り、事業計画等の内容について審査し、計画的に対象事業者の選定を行うものです。

## 2 公募を行う地域密着型サービス事業の種類

### (1) 認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の併設型

施設種類	定員数	整備数	整備区域
認知症対応型共同生活介護	18人(2ユニット)	1か所	中部圏域又は南部圏域
小規模多機能型居宅介護	登録定員29人 ※宿泊定員6人、通い定員については、基準の範囲内で任意		

### (2) 認知症対応型共同生活介護（もしくは、※小規模多機能居宅介護併設型）

施設種類	定員数	整備数	整備区域
認知症対応型共同生活介護	9人(1ユニット)	1か所	グループホーム単独の場合は全域 ただし、併設の場合は北部圏域を除く
小規模多機能型居宅介護	登録定員29人 ※宿泊定員6人、通い定員については、基準の範囲内で任意		

※既存の施設に小規模多機能居宅介護併設の場合も、北部圏域を除きます。

### (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設種類	定員数	整備数	整備区域
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—	1か所	全域

### 3 整備時期

第8期中（令和3年度～令和5年度）に整備すること

### 4 応募できる事業者の資格要件

- (1) 法人格を有する者であって、介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (2) 豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に規定する暴力団等を排除するための下記に該当しないこと。
  - ① 代表者及び役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である。
  - ② 暴力団員等が事業活動を実質的に支配している。
  - ③ 親会社等が前2号のいずれかに該当する。
  - ④ 暴力団員等を雇用又は使用している。
  - ⑤ 暴力団員等に金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を提供している。(第1号から第3号までの各号に該当する団体等に供与している場合を含む。)
  - ⑥ 代表者及び役員等が暴力団員等と密接な交際その他の社会的に非難されるべき関係を有している。(第2号又は第3号に該当する団体等の代表者及び役員等の交際等を含む。)

### 5 応募の要件

- (1) 「豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」など各種関係法令を遵守すること。
- (2) 計画予定地が都市計画法など各種関係法令の規制にかかる場合、公募申請までに関係部署との協議を終え、確実に建設ができる状況にしておくこと。
- (3) 施設を整備する土地及び建物は、運営法人が所有権を有すること、又は取得が見込まれること、もしくは賃貸借契約の締結が確実であること。

※整備年度の愛知県介護施設整備事業費補助金交付要綱第3条参照

## 6 整備等の補助

整備等に係る補助金は、愛知県の「地域医療介護総合確保基金」を財源とした、市の補助金を交付する予定です（市単独の補助制度は、導入しません）。

必ず補助が受けられるとは限りませんので、補助が受けられなくても整備できる場合のみ応募してください。

また、補助金の協議を行う場合には、手続きの進捗状況によって着工の時期が遅れる場合があるほか、実際に交付されることとなった場合には、財産処分の制限等の条件が付されます。

### ※ 地域医療介護総合確保基金

※整備年度の愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱に準じます。

（参考）

#### ・整備費補助

認知症対応型共同生活介護	35,280 千円（併設の場合）
小規模多機能居宅介護	35,280 千円（併設の場合）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,237 千円（併設の場合）

#### ・開設準備補助

認知症対応型共同生活介護	839 千円×定員数
小規模多機能居宅介護	839 千円×宿泊定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,000 千円

※上記の金額は整備年度の愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱の上限額です。

## 7 地域密着型サービス指定予定事業者の選定方法

### （1）予定事業者の決定方法

ア 予定事業者の決定は、「豊明市高齢者福祉計画策定推進委員会 地域密着型サービス運営部会」を中心とする事業者選考委員会での審査に基づき、市長が決定します。

イ 審査方式は、書類審査及び面接（提案説明）審査とします。

ウ 予定事業者の応募がない場合及び予定事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。また、審査の結果、「予定事業者」なしとする場合があります。

(2) 審査の手順

書類審査では、応募申込書及び開設提案書による参加意志の確認、資格審査等を行います。面接審査では、応募者による提案説明により、本事業に対する理解度・考え方、運営体制等を総合的に評価する審査を行います。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は文書で通知します。

(4) 予定事業者の公表

決定した予定事業者の名称は、市ホームページにて公表します。

## 8 応募手続き

応募する事業者は、あらかじめ応募の意思がある旨を市へお知らせいただき、協議のうえ、次の申込書等を提出してください。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんので、あらかじめご了承ください。また、応募に関する費用は、すべて事業者の負担とします。

(1) 提出書類

① 応募申込書（提案者に関する提出書類一覧参照）

② 開設提案書（開設提案に関する提出書類一覧参照）を提出してください。

※ 上記のほか、市が必要と認める場合には、追加で書類の提出を求めることがあります。

(2) 申込書等様式

豊明市役所の健康長寿課窓口で直接受け取るか、豊明市のホームページからダウンロードしてください。

(3) 提出期間

令和4年1月17日（月）から令和4年2月18日（金）まで

午前9時から午後5時まで受付（土曜・日曜日・祝日は除く）

※ 郵送による受付はしませんので、あらかじめ電話で予約のうえ、ご来庁願います。

(4) 提出場所（問い合わせ先）

〒470-1195

豊明市新田町子持松1番地1

豊明市役所 本館1階 健康長寿課 介護保険係

電 話 0562-92-1261（直通）

(5) 質問及び回答

質問者は、質問票を使用し令和4年2月10日(木)の午後5時までに電子メールにて送信してください。電話や来庁等口頭による質問は受け付けません。

回答については、とりまとめのうえ市ホームページで公表します。

(質問者の氏名等の公表はしません。)

メールアドレス：[choju@city.toyoake.lg.jp](mailto:choju@city.toyoake.lg.jp)

(6) 提出部数

正本1部および副本1部

副本は、市の印刷用原稿とするため、インデックスを付けず、綴じ込まずに、コピーしやすいものを用意してください。

書類の提出にあたっては、9ページ「9 提出書類の体裁」により、体裁などを整えてください。

(7) 提出書類一覧

① 提案者に関する提出書類一覧

項 目	内 容
(1) 応募申込書	様式 1
(2) 定款又は寄付行為	最新のもの（写しの場合は原本証明が必要）
(3) 法人登記簿謄本	応募申込日前 3 か月以内に発行されたもの
(4) 事業者概要	様式 2 法人の概要 様式 3 代表者経歴書 様式 4 役員名簿 任意様式 ・事業者の概要（パンフレットでも可） ・現在運営している施設または事業に関する資料
(5) 決算書等	①直近 2 年間の決算書類 ②公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去 3 年間の内容と実績
(6) 納税証明書	法人及び代表者の直近年度の納税証明書
(7) 事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	①土地・建物登記簿謄本写し ②借地・借家契約書の写し ③借地・借家に関する確約書（参考様式 2～5）

② 開設提案に関する提出書類一覧

項 目	内 容
(1) 施設整備計画書	様式 5 参考様式 1 土地・既存建物の写真
(2) 設立趣意書	様式 6
(3) 事業スケジュール	任意様式 開設までの日程表
(5) 従事職員関係	様式 7 管理者就任予定者経歴書 様式 8 計画作成担当者就任予定者
(6) 収支計画書	様式 9 資金計画書 参考様式 6 借入金返済計画書 様式 10 収支計画書
(7) 地域での説明状況	様式 11 承諾書等がある場合は添付
(8) 地域・関係機関との連携	様式 12 地域及び関係機関との連携について

※所定様式が定められているもの以外は、様式自由とします。

※記載内容については、後述の「11 選定の基準等」を参照ください。

## 9 応募に際しての留意事項

### (1) 応募内容の具体性

応募書類については、可能な限り具体的に記載してください。

### (2) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届出（様式任意）を提出してください。

### (3) 選定後の手続き

選定により指定予定事業者となった事業者については、施設の建設等が終了後改めて事業者の指定申請を行っていただきます。その際に、指定基準を満たさない場合には、指定をしないことがあります。

### (4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に、虚偽の記載をした場合は、応募を無効にします。

### (5) 施設整備等の補助

「5 整備等の補助」でも触れたように、県と整備費補助金及び開設準備経費補助金の協議を行い、県の補助金が受けられる場合に補助を行います。

必ず補助が受けられるとは限りませんので、補助が受けられなくても整備できる場合のみ応募してください。

## 10 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下のとおりお願いします。

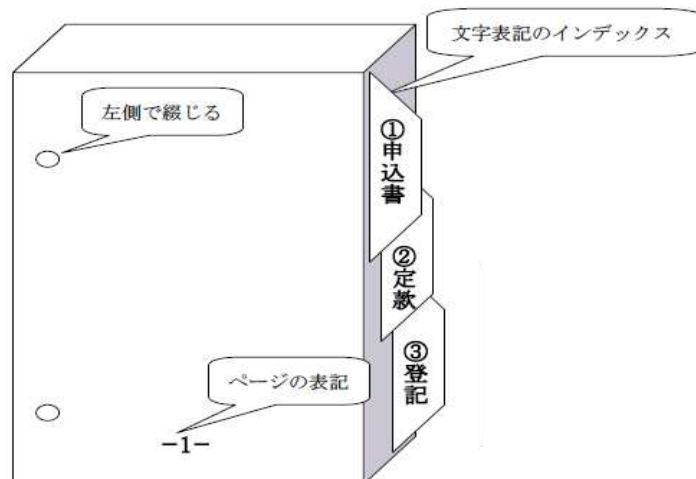
(1) 応募書類については、「①応募申込書（提案者に関する提出書類）」「②開設提案書（開設提案に関する提出書類）」の順とし、提出書類一覧表における番号順に文字表記のインデックスを付け、A4ファイルに綴じる。

(2) 全体の目次及びページを付けること。白紙面や仕切り紙などはページ数に含めない。

(3) 資料は、原則A4サイズとし、可能な限り両面印刷とする。（図面等でA3となる場合は折り込む。）

(4) 正本と副本の記載内容が異なることのないようにする。なお、副本については、市の印刷用原稿としますので、インデックスを付けず、コピーしやすいものを1部用意すること。





## 1 1 選定の基準等

次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査します。

### (1) 運営理念・基本方針について

- ① 本事業者公募に応募した理由
- ② サービスの質を向上させるための目標・方策
- ③ 自己評価や外部評価を受けることに対する考え方
- ④ 身体拘束、プライバシーへの配慮に対する考え方
- ⑤ 認知症ケアの対する考え方
- ⑥ 利用者の状態、意向を配慮したサービス計画の作成の考え方
- ⑦ 自立支援のための具体的な手法
- ⑧ 個人情報保護の措置についての職員への周知、個人データの管理方法

### (2) 地域等との連携について

- ① 開設にあたっての地域住民への理解を得るための方策
- ② 運営推進会議や外部評価等に対する考え方
- ③ 地域に開かれた施設等としての方策
- ④ 協力医療機関との連携体制

### (3) 事業運営について

- ① 経営基盤の安定性
- ② 資金計画についての方策
- ③ 防災安全対策への対応（計画・訓練・非常災害時の連携体制等）
- ④ 衛生管理、感染症予防への方策

- ⑤ 苦情処理のための体制
- ⑥ 事故防止、虐待防止への方策
- (4) 従事職員関係について
  - ① 職員の配置
  - ② 職員の資質向上のための取り組み
- (5) 施設整備面について
  - ① 事業所の立地状況
  - ② 併設サービスについての考え
- (6) その他
  - ① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を満たすこと。
  - ② 介護保険法第78条の2第4項および第5項、第115条の12第2項および第3項に定める欠格事項に該当しないこと。

■ 公募からサービス提供開始までのスケジュール（参考）

令和4年	2月下旬	書類審査
	3月上旬	応募事業者の面接審査（プレゼンテーション） 指定予定事業者の決定・結果通知・公表
	4月頃（予定）	補助金交付申請、交付決定
令和4年	5月以降	整備着手
令和6年	1月～3月	施設整備・指定手続き完了
	4月	サービス提供開始